

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併に伴い2町の農業委員会の委員（選挙及び選任による）は全て失職となるため新たに選ぶ必要がありますが、選挙による委員については、合併後1年を超えない範囲で在任することができる特例措置が設けられています。（合併特例法第8条第1項）</p> <p>また、1自治体に1つの農業委員会が原則であります。合併が行われた場合には、旧町の区域ごとに委員会を置くことができる特例もあります。（農委法第34条第1項）</p> <p>なお、1つの農業委員会の場合でも、特に必要があると認められるときは、条例で、2つ以上の選挙区を設けることができることとなっています。（農委法第10条の2第2項）</p> <p>現況を比較すると、2町の農業委員会のうち選挙委員27名、議会推薦委員7名、農業団体推薦委員2名、併せて36名であり、選挙・選任委員数及び任期が異なっているため、次のことについて検討の上、調整を行いました。</p> <p>合併直後の円滑な事務処理を行うため、合併後の一定期間に限り、引き続き委員として在任することとする。</p> <p>任期については、多くの市町村がそうであるように全国農業委員会統一選挙にあわせ平成17年7月19日までとすることが適当である。</p> <p>2町の農業の特性を反映させるためには、選挙区制の導入が適当である。</p> <p>選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区に配分する。</p> <p>それぞれの選挙区定数については、委員会の役割や農家代表であるという特性から鑑みて、農地面積・農家戸数の比率等を加味し、バランスのとれた選挙委員数とすることが望ましいため、基礎定数を浜坂町5人、温泉町5人とし、残り7人を農地面積、農家戸数により2町で按分することが適当である。</p> <p>選任による委員は議会推薦の法定数が5人以下であるため、法定範囲内の4人とし、農業団体推薦委員は管内の農業協同組合から1人とする。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。但し、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>(3) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。</p> <p>選任による委員は議会推薦は4人とし農業団体推薦委員1人とする。</p> <p>合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	
<p>1. 課題、問題点等</p> <p>合併に伴い2町の農業委員会の委員（選挙及び選任による）は全て失職となるため新たに選ぶ必要がありますが、選挙による委員については、合併後1年を超えない範囲で在任することができる特例措置が設けられています。（合併特例法第8条第1項）</p> <p>また、1自治体に1つの農業委員会が原則であります。合併が行われた場合には、旧町の区域ごとに委員会を置くことができる特例もあります。（農委法第34条第1項）</p> <p>なお、1つの農業委員会の場合でも、特に必要があると認められるときは、条例で、2つ以上の選挙区を設けることができることとなっています。（農委法第10条の2第2項）</p> <p>現況を比較すると、2町の農業委員会のうち選挙委員27名、議会推薦委員7名、農業団体推薦委員2名、併せて36名であり、選挙・選任委員数及び任期が異なっているため、次のことについて検討の上、調整を行いました。</p> <p>合併直後の円滑な事務処理を行うため、合併後の一定期間に限り、引き続き委員として在任することとする。</p> <p>任期については、多くの市町村がそうであるように全国農業委員会統一選挙にあわせ平成17年7月19日までとすることが適当である。</p> <p>2町の農業の特性を反映させるためには、選挙区制の導入が適当である。</p> <p>選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区に配分する。</p> <p>それぞれの選挙区定数については、委員会の役割や農家代表であるという特性から鑑みて、農地面積・農家戸数の比率等を加味し、バランスのとれた選挙委員数とすることが望ましいため、基礎定数を浜坂町5人、温泉町5人とし、残り7人を農地面積、農家戸数により2町で按分することが適当である。</p> <p>選任による委員は議会推薦の法定数が5人以下であるため、法定範囲内の4人とし、農業団体推薦委員は管内の農業協同組合から1人とする。</p> <p>2. 調整方針</p> <p>(1) 農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成17年7月19日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(2) 選挙の単位は、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項の規定を適用し、選挙区制の導入とする。但し、選挙区については浜坂町、温泉町のそれぞれの区域とする。</p> <p>(3) 新町の農業委員会の選挙による委員の定数は17人とし、各選挙区の定数は、基準定数及び農地面積・農家戸数の比率等を加味し、浜坂町8人、温泉町9人とする。</p> <p>選任による委員は議会推薦は4人とし農業団体推薦委員1人とする。</p> <p>合併後初めて行われる一般選挙から適用する。</p>		

事務事業調整報告書

協議項目	8 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	産業経済部会
協議細目	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	

5. 事務事業現況比較表（定数及び任期）

項目	区分		浜坂町	温泉町	合計
定数及び 現 員	選挙	農委法定数	20人	20人	40人
		条例定数	15人	12人	27人
		現 員	15人	12人	27人
	選任	法第12条1号 (農協推薦委員)	1人	1人	2人
		法第12条2号 (議会推薦委員)	4人	3人	7人
	合 計		20人	16人	36人
任 期	選挙委員		H15. 7. 13 ～H18. 7. 12	H15. 5. 1 ～H18. 4. 30	
	選任委員		H15. 7. 13 ～H18. 7. 12	H15. 5. 20 ～H18. 4. 30	
農地面積・ 農家戸数等	町の面積(km ²)		102.98	138.02	241
	経営耕地面積(ha)		432	552	984
	農家戸数(戸)		754	1,112	1,866
	農委有権者数(人)		1,414	2,870	4,284

※ 経営耕地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

※ 農委有権者数は、平成15年1月1日現在の有権者数

6. 近隣市町の定数状況

市町名	経営耕地面積 (ha)	農家戸数 (戸)	選挙人名簿登 録者数(人)	委員定数(人)	
				選挙	選任
浜坂町・温泉 町合併協議会	984	1,866	4,284	-	-
新宮町	670	1,324	4,946	15	6
福崎町	702	1,528	3,378	16	6
社 町	1,496	1,799	4,426	16	6
日高町	1,117	1,829	3,665	16	3
山崎町	908	1,982	6,618	16	6
稲美町	1,521	2,207	4,638	21	4

※ 経営耕地面積及び農家戸数は、2000年農業センサスより

※ 委員定数は、平成14年5月1日現在